

郵送による転出届

転出(予定)日 (新住所に住み始める日)	令和_____年_____月_____日		
マイナンバーカードもしくは住民基本台帳カードをお持ちの場合、 新住所地に住み始めた日から14日以内に、転入手続きをする必要があります。			
新住所 (あたらしい住所)			
旧住所 (いままでの住所)	相模原市 緑・中央・南 区		
旧世帯主の氏名 (いままでの世帯主)			
異動者 (転出する方)	氏名	生年月日	旧世帯主との続柄
		明・大・昭・平・令 ・	
		明・大・昭・平・令 ・	
		明・大・昭・平・令 ・	
届出日(記入日)	令和_____年_____月_____日		
届出人(ご本人様)	署名	☉	
日中の連絡先 必ずご記入ください。	()		

マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードをお持ちですか。

はい いいえ

↓

新住所地に住み始めた日から14日以内に転入手続きが可能である。
 新住所地に住み始めた日から14日以内に転入手続きがされない場合、住民基本台帳カード及び個人番号カードが**失効**する場合があります。
 4桁の暗証番号を覚えている。
 異動者(転出する方)ご本人様が転入手続きを行う予定である。

全てにチェックが入りますか。

はい いいえ

↓

「転出証明書」のお受け取りは不要です。
(特例転出届：注)
 本市での手続きが完了次第、ご連絡致します。その後、異動日から14日以内にカード(4桁の暗証番号が必要)を持って、新住所地で転入手続きをお済ませください。
本用紙に同封いただく書類
 ・届出人の本人確認書類のコピー(マイナンバーカード・住民基本台帳カード等)

「転出証明書」をご返送致します。
本用紙に同封いただく書類
 ・届出人の本人確認書類のコピー(運転免許証、保険証等)
 ・返信用封筒(切手を貼付ください。返送先は旧住所または新住所のみとなります。)

お問い合わせ
 緑区役所区民課 042-775-8803
 〒252-5177 相模原市緑区西橋本5-3-21
 中央区役所区民課 042-769-8227
 〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15
 南区役所区民課 042-749-2131
 〒252-0377 相模原市南区相模大野5-31-1

個人番号カードをお持ちの方につきましては、転出届を出されると相模原市のコンビニ交付がご利用いただけなくなりますのでご注意ください。

(注)「特例転出届」とは、転出証明書を受け取らずに転入手続きができる方法です。